

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、平成30年度税制改正により、令和3年3月31日まで延長されています。

免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者や、ゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。制度が廃止されれば、今でさえ困難な農林業経営、索道事業経営への影響は避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。

よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を令和3年度以降も継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年3月12日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官